

指定つむぎ訪問看護ステーション 運営規程 介護予防

(事業の目的)

第1条

株式会社愛真が開設するつむぎ訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従事者(以下「看護師」という。)が、要支援状態にあり、かかりつけの医師が介護予防訪問看護の必要性を認めた利用者に対し、適正な介護予防訪問看護を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 ステーションの看護師は、要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続出来る様に支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 つむぎ訪問看護ステーション
- 二 所在地 尾道市門田町20-6

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、ステーションの看護師の管理及び訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施
状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たり訪問看護の技術指導、その他の相談窓口となる。
- 二 看護職員で2.5以上(常勤換算)
看護師は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、事業の提供に当たる。
- 三 事務職員 1名以上
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- 二 営業時間 午前 9:00～午後 5:30
- 三 休業日 土・日曜日
8月13日～15日、12月30日～1月3日
ただし、緊急の場合や訪問希望がある場合にはこの限りにあらず。
- 四 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条（訪問看護の内容）

訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪などによる清潔の保持
- 三 食事及び排泄など日常生活の世話
- 四 褥創の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテルなどの管理
- 十 その他、医師の指示による医療処置

（利用料等）

第7条

- 1 介護保険 介護予防訪問看護を提供した場合の利用額は、厚生労働省告示による算定基準により算定した額の介護保険負担割合証の割合による額を、利用者からサービス利用料として徴収する。
- 2 医療保険 訪問看護提供した場合の利用額は算定基準により算定した額の加入保険の自己負担割合による額を利用者からサービス利用料として徴収する。
- 3 訪問看護を開始するにあたりあらかじめ利用者や家族に対して利用料についての理解を得ることとする。
- 4 通常の事業の実施地域を越えた地点からの訪問にかかる交通費は1kmごと＝20円を徴収する。
- 5 死後の処置、エンゼルケアは自費にて25,000円で利用者の希望に応じ行う。

（通常事業の実施地域）

第8条 通常事業の実施地域は、尾道市(瀬戸田町・因島地域・御調町は除く)、
福山市高西町・松永町・神村町・本郷町・藤江町・東村町・三原市木原の地域とする。

（緊急時などにおける対応方法）

第9条

- 1 看護師は、介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な措置を行う事とする。
- 2 看護師は、前項について、しかるべき措置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（苦情処理）

第10条

管理者は、提供した介護予防訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第11条

- 1 ステーションは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者などに連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 ステーションは、サービスの提供に伴って、ステーションの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 ステーションは、前項の損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第12条

1 ステーションは、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 ステーションが得た利用者又は家族の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条

ステーションは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じ

る。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について看護師に周知徹底を行う。

二 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。

三 看護師に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 看護師に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施。

五 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

虐待防止に関する担当者 看護師 木曾 友美

六 利用者の苦情解決体制を設備する。

七 サービス提供中に、ステーション看護師又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(衛生管理等)

第14条

ステーションは看護師の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理を努める。

(その他運営についての留意事項)

第15条

1 ステーションは、看護師の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年一回

三 虐待防止に関する研修 年一回

四 権利擁護に関する研修 年一回

五 認知症ケアに関する研修 年一回

六 介護予防に関する研修 年一回

2 看護師は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 看護師であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、看護師でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社愛真とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。